

公募要領

宮古島市市営住宅再エネ利用促進制度に係る運営主体の募集について

平成 30 年 7 月

宮古島市企画政策部エコアイランド推進課

1. 制度の趣旨

本市は低炭素社会や資源循環型社会の構築を目指しており、再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という)の導入拡大を進めている。再エネの固定価格買取制度や市の支援制度を背景として、これまで太陽光発電(以下、「PV」という)を中心に再エネの導入が拡大してきたものの、電力系統の技術的な課題が顕在化し、導入に制約が生じている。

PV 等の再エネは発電出力が変動する特性があるため、電力の需要と供給のバランスを維持することが困難になりつつあり、今後の再エネの導入拡大に向けては再エネの発電に合わせて電力需要を調整する必要がある。

そこでさらなる再エネの利用拡大を目指し、本市は、市営住宅において PV と電気式給湯器(電気温水器またはヒートポンプ式給湯機)を含めたエネルギー貯蔵可能な機器(ただし、遠隔制御が可能であること。以下、「蓄エネ機器」という)を組み合わせ、温水供給等を含む各種サービスを入居者へ提供する仕組みづくりを進めることとする。本制度は本市が PV と蓄エネ機器の設置場所を運営主体に提供し、運営主体がその設備を設置・運用して入居者へサービス提供を行うもの(以下、「本事業」という)であり、本件公募は、その運営主体を募集するものである。

2. 制度の概要

制度の概要は以下の通り。

- (1) 市内の法人が運営主体となる。
- (2) PV 設備、蓄エネ機器及び付属する設備の設置場所として、本市は市営住宅の屋根や敷地等(以下、「設置場所」という)を有償で提供する(使用料については選定後協議する)。
- (3) 運営主体が設備を設置し、入居者へ蓄エネ機器を活用したサービスを提供する。沖縄電力株式会社との協議により、PV の余剰電力を売電することは可能とする。
- (4) 運営主体に応募する者は、以下に掲げる事項を全て満たすことを前提として事業計画書(様式 3)を提出する。
 - ① 技術的な検証を踏まえた実現可能な事業計画であること。
 - ② 生活利便性を維持し、かつ入居者の生活コストが従前よりも安価となること、もしくは入居者の生活利便性が従前よりも向上すること。
 - ③ 運営においては、再生可能エネルギーの活用が地域経済の域内循環に資するものであるという趣旨を踏まえること。(市内への経済・雇用効果を意識した事業計画とすること)

3. 制度の内容

制度の内容は以下の通り。

(1) 運営主体は市内の法人であり、2. (4)、5.、6. の条件を満たすものとする。

(2) 使用期間

本公募に採択された後、平成 32 年度末までに設備を設置し、稼働を開始すること。
設置場所の使用期間は使用許可を受けた日から10年未満とし、更新は可能とする。

(3) 設備設置に要する手続き

設備設置にあたっては、事前に詳細な設置計画を含む設備設置に係る行政財産使用許可申請書を提出して、市(提出先は建設部建築課)の許可を受ける必要がある。行政財産使用許可申請書の提出は、平成 32 年度末までに、複数回に分けて行うことができる。

使用許可を受けた後、機器の設置を行う。

(4) 行政財産使用許可に係る条件

- ①「宮古島市財産管理規則」及び「宮古島市行政財産使用料徴収条例」を遵守するとともに、計画変更がある場合は、宮古島市の承認を得ること。
- ②入居者への説明・サービス提供に係る契約締結については、運営主体の責任において行うこと。
- ③施工中の苦情等は運営主体の責任において対処すること。
- ④台風等の災害に対する安全対策は運営主体の責任において行うこと。
- ⑤台風等の災害や経年劣化等による機器の不具合が生じた場合には、市営住宅の指定管理者や市建設部建築課に連絡の上、速やかに修繕すること。
- ⑥使用期間が満了した場合には、運営主体の責任において原状回復を行うこと。

(5) 設置施設等の条件

項目	概要
設置施設	別表1に記載する市営住宅とし、設置場所として示す屋根又は敷地の範囲の中に設備を構築する。 応募する事業者(以下「応募者」という。)は、別表1の中から設置を希望する施設を選択(複数可)するものとする。
設置方法等	PVの設置にあたっては漏水対策を行うこと。設置工事後に漏水があった場合には、運営主体が責任をもって補修することとする。ただし、設置した設備の影響ではないことが明らかな場合を除く。 蓄エネ機器の設置にあたっては、本市の事情等を十分に考慮し、機器トラブルの予防に努めること。
電力の引き込み	既存の引き込みとは別途電力の引き込みを行い、運営主体が沖縄電力との売買電契約を行う。
水道の引き込み	蓄エネ機器として電気式給湯器(電気温水器またはヒートポンプ式給湯機、以下「WH」という)を使用する場合、上下水道部の許可を受けること。既存の配管から分岐し、WHを経由して既存のガス給湯器に接続する。配管の分岐箇所、ガス給湯器との接続箇所、その間の配管及びWH設備周辺にて漏水があった場合には、運営主体が責任を持って補修するとともに入居者等への損害が生じた場合には運営主体が賠償責任を負うものとする。ただし、運営主体以外の者の行為が原因であることが明らかな場合を除く。
ガス給湯器への接続	蓄エネ機器としてWHを使用し、既存のガス給湯器に直接接続する場合、設置後、既存のガス給湯器に故障等の不具合が生じた場合には運

	営主体が責任を持って修繕、交換またはその他の措置の対応を行うものとする。ただし、WHの接続が原因でないことが明らかな場合を除く。
工事事業者等	市内事業者への受注機会の拡大に努めるものとする。
入居者との契約	入居者との契約については、運営主体が責任を持って行うこと。ただし、入居者への説明においては本市も協力する。
料金設定・請求の方法	入居者の生活コストが従前よりも安価となること、あるいは新たなサービス提供の場合にはサービスの対価として妥当であることを前提として、運営主体が自由に設定する。 事業計画書には、提供するサービスの料金表を掲載すること。 なお、サービス提供開始後、前述の前提条件を逸脱していることが明らかになった場合には、市と協議の上、是正対応すること。

(6) 事業計画書への記載内容

- ・事業計画書は、所定の様式に沿って記載するものとする。
- ・設備設置に関する計画期間については、平成32年度末までとする。
- ・事業計画書に記載する収支計画については、以下の表に示す項目を含めた損益計算書と資金繰り表の計画を記載するものとする。
- ・何らかの事由により事業運営が立ちゆかなくなった場合に想定される課題と解決策を提示するものとする。
- ・事業計画書は、民間企業の経営の根幹に関わることから第三者へ開示しない。
- ・本公募採択後に事業計画を変更する必要がある場合には、市(平成30年度の担当課としては、企画政策部エコアイランド推進課または建設部建築課)へ計画変更申請書を提出して、承認を得た後に変更を可能とする。

項目	概要
収入(初期)	
資本金	調達先、金額、調達時期の目処
融資	調達先、金額、調達時期の目処
補助金等	調達先、金額、採択を受けられなかった場合の対応
収入(運用)	
サービス料金収入	料金表、収入の見込み金額(想定するサービスの内容)
余剰売電収入	余剰売電収入の見込み(余剰売電量の見込みは根拠を示すこと)
消費税	
支出(初期)	
設備調達費	PV、蓄エネ機器等の設備調達費
設置工事費	設備の設置工事費(電気事業者等関係機関への負担金を含む)
その他経費	
支出(運用)	
減価償却費	設備の減価償却費
修繕積立金	設備の故障等に関する対策
保守・管理費	設備の保守や管理、検針、料金徴収等
保険料	動産総合保険、賠償責任保険等
管理人件費	
水光熱費	水道や買電に関する費用
利子	融資に係る利子
出資者への配当	匿名組合契約による出資部分、資本金部分
固定資産税	設備に係る固定資産税
法人税	

	消費税	
	その他経費	
収支		
	売上総利益	
	営業利益	
	経常利益	
	税引前当期純利益	
	当期純利益	

4. スケジュール

(1)スケジュール ※スケジュールは、あくまで目安であり、変更となる可能性がある。

平成 30 年度:

7 月 20 日	募集開始
7 月 20 日 ~ 7 月 31 日	質問受付期間
8 月 8 日	応募〆切
8 月 9 日 ~ 8 月 13 日	審査・選定(ヒアリングは 8 月 13 日午後予定)
8 月中旬 ~	使用許可申請、使用許可手続き 入居者への説明及び合意形成(説明会は市とともに開催) 設置工事着手 工事完了後、設備稼働開始

5. 応募資格

運営主体として応募する者は以下の要件を満たすこととする。

- ①運営主体は市内法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる法人であること。
- ②定款等において、蓄エネ機器を用いたサービス提供や PV 余剰電力売電等の事業を行うことが可能であること。
- ③運営主体は、設備の設置から事業運営を継続的に行うために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要がある。

6. 応募者の制限

次に掲げるいずれかに該当するものは、応募することはできない。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者及びこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど運営主体として不適当と認められる者

- ③民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- ④会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。)をしている、または更生手続開始の申し立てをなされている者
- ⑤国税及び地方税、社会保険料の滞納がある者

7. 応募方法

下記の書類を一つの封筒に入れ、「7. 締め切り、提出先」に基づいて、ご提出下さい。申請書と提案書はダウンロードしたものをご使用下さい。

- ・応募申請書(様式 1): 正1部、副5部
- ・事業計画書(様式 2): 正1部、副5部
- ・納税証明書(市内に本拠のある法人のみ): 1部
- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書): 1部
- ・印鑑証明書: 1部

※各証明書は、いずれも発行後 3 ヶ月以内のものを提出すること。

※納税証明書は、法人分・代表者の個人分を提出すること。

※何らかの事由により提出が困難な書類がある場合には、理由と併せてその旨を記載した書面を同封すること。

8. 締め切り、提出先

①公募期間

公募開始日 平成 30 年 7 月 20 日(金)

公募締切日 平成 30 年 8 月 8 日(水) (17 時必着)

②提出先

宮古島市役所企画政策部エコアイランド推進課 宛

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

宮古島市役所 4階

9. 運営主体選定について

(1) 審査基準

- ①本市が構築を目指す低炭素社会や資源循環型社会の実現への貢献が大きいこと。
- ②入居者のみならず地域経済にとって十分に有益であると認められること。

③事業計画の実現可能性が高いと認められること(事業継続に要する十分な収益性が見込まれ、かつ入居者等へのメリット確保が見込まれること)。

④応募資格を有していること。

(2) 選定プロセス

①選定は書類審査を行った後、選定委員会により行います。

②選定委員会は8月13日を予定しています。選定の可否については、本市から連絡を行います。

10. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、質問票(様式 3)に記入の上、下記まで電子メール、またはFAXにてお願い致します。質疑に関する内容については、必要に応じて質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 担当:三上

電子メール: ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

※電子メールを送信する際は、「@」を半角に変換してお送りください。

FAX: 0980-73-1081